

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に採用され、同社が経営するドラッグストアにおいて販売業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月からA県B市所在のD店に勤務していたが、被災者の母親によると、同店の改装が行われた平成〇年〇月初旬頃から不眠を訴え、同月〇日、Eクリニックに受診したところ「うつ病、不眠症」と診断された。

被災者は、同店の改装オープン当日の同月〇日に店長へ体調が悪い旨連絡して休暇を取得し、翌日には「自律神経失調症」と診断された旨会社に報告したところ、会社から、接客業務のないFセンターの応援業務を命じられ、平成〇年〇月〇日には同センターへ正式に異動となった。

被災者は、平成〇年〇月〇日の勤務終了後、遺書を残し、G駅ホームから線路に飛び込み、電車と接触し、Y医療センターに救急搬送されたものの、意識が戻らず、同月〇日に死亡した。

請求人は、被災者は業務上の事由により精神障害を発病し、自殺に及んだものであるとして、監督署長に対し、遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月上旬に ICD-10 診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病したものと意見しており、当審査会としても、被災者の症状の経過、医証等から、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件について、発病前おおむね6か月間において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) また、当該期間において、認定基準の具体的な出来事、すなわち、「仕事内容・量の変化を生じさせる出来事があった」、「上司とのトラブルがあった」又は「退

職を強要された」に該当する出来事が存在するものの、その総合評価がいずれも「弱」であるため、全体評価は「弱」となることは、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおりであると判断する。

請求人らは、社長の申述や被災者から聞いた内容から、副社長が、被災者に対し、退職するよう複数回にわたり示唆したことは明白である旨主張するが、請求人らが提出した資料その他の一件資料を精査しても、当該請求人らが主張する出来事が事実である旨を客観的に裏付ける資料は認められないことから、請求人らの主張を採用することはできない。

また、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、決定書が上記のとおり説示する判断を左右するに足りるものは認められない。

- (5) 被災者の発病から自殺に至るまでの間における業務による心理的負荷について、請求人らは、被災者が作成した遺言及びメモから、平成〇年〇月〇日に、被災者が社長から責められたことは事実であり、同出来事が被災者の自殺の直接の引き金になった旨主張するが、当該遺言及びメモは、その内容についてこれを裏付ける資料が存在しないため、請求人らの上記の主張は採用できない。したがって、当審査会において一件記録を精査するも、被災者の発病から自殺に至るまでの間において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事を認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。